

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 新政みえ

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

「選挙区及び定数に関する在り方調査会」（以下、調査会）の報告を最大限尊重し総定数は削減する。

具体的には1増3減の定数49とする。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数 51 人以上の場合は任意合区（公職選挙法第 15 条第 3 項）の対象、総定数 50 人以下の場合は強制合区（同条第 2 項）の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

新政みえは定数49を提案するため鳥羽市選挙区は強制合区対象となる。

具体的には、これまでの三重県議会での議論の経緯から鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区する。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

調査会の報告を最大限尊重し一人区については回避、解消すべきであると考え。具体的には、亀山市選挙区の定数1から1増し定数2とする。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

調査会の報告書のとおり、議員定数は人口比例を原則としつつも地域の状況に応じた定数配分を行う事も必要と考える。

三重県議会においては、平成12年に行われた議員定数の見直しにより、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市から成る選挙区（四日市市、津市、松阪市・飯南郡、鈴鹿市）の各定数1の計4減し、総定数55

から51に削減した経緯があります。

その際、伊勢市選挙区(定数4)は定数を据え置いていたことから、伊勢市選挙区の定数4から1減の定数3とする。

また次に人口の多い市から成る選挙区である伊賀市選挙区の定数3から1減の定数2とする。

## イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差(参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること(P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること(P49)」、「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい(P49)」等とされています。

調査会の報告のとおり、一票の較差は3倍未満とすべきである。

具体的には、亀山選挙区との一票の較差が最大の「尾鷲市・北牟婁郡選挙区(3.28倍)」と次の「熊野市・南牟婁郡選挙区(2.92倍)」を合区し「東紀州選挙区(仮称)」を設置。定数は3とする。

## ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象(参考資料の下段「逆転現象の確認」参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること(P49)」等とされています。

調査会の報告を最大限尊重し逆転現象については解消すべきである。  
具体的には、亀山市選挙区の定数1を1増し定数2とすることで逆転現象を解消する。  
新政みえ案(総定数49)では新たに逆転現象が生じる選挙区があるが、報告書には「特に定数1の選挙区と定数2の選挙区の人口が逆転することは、それだけで2倍以上の較差が生じることから避けること。」とあり、まずは定数1と定数2の選挙区の逆転現象の解消をすべきである。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

調査会の報告を最大限尊重し、総定数の削減、一票の較差の是正(最大3倍未満)、一人区の解消、逆転現象の解消、地域間の均衡を考慮し、具体的には下記のように、現在の定数51から1増3減で総定数49とする。

- ・亀山市選挙区定数1を1増して定数2
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2)と熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2)を合区して定数4から1減して定数3
- ・鳥羽市選挙区(定数1)と志摩市選挙区(定数2)を合区して定数3
- ・伊勢市選挙区(定数4)を1減して定数3
- ・伊賀市選挙区(定数3)を1減して定数2

現行法では県議会選挙における定数や選挙区については人口比例を原則としていることや、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とするため、一人区が増える可能性も懸念される。

地域の実情に応じて選挙区の区割りを可能とするよう選挙制度の見直しの法改正を国に要望することも三重県議会として検討すべきである。

調査会の報告の中に、今後の県議会の役割として多面的な代表性の確保が一層重要になるとの報告があり、県議会の定数及び選挙区の議論を進めるうえでその理念を最大限尊重し議会全体の共通認識とすべきである。

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 自由民主党県議団

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書(以下「報告書」という。)において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る(P48)」等とされています。

調査会の報告書のとおり、一般論として、人口減少に沿って削減すべきと考える。また、議会費用を考慮することで総定数を調整していくという考え方は、議員の存在の必要性をコストのみで測られるとの誤解を生じさせる危惧がある。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区(強制合区)について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区(公職選挙法第15条第3項)の対象、総定数50人以下の場合は強制合区(同条第2項)の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること(P48)」等とされています。

強制合区となった場合、生活圏、経済圏、医療圏の結びつき強さの観点から伊勢市との合区が合理的であると考えます。ただし、県行政として建設事務所や警察署の所管地域であることを踏まえ志摩市との合区も候補となりうる。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

「一人区において無投票当選が多い傾向にある」との見解は全国的なデータから導かれたものであり、三重県の実態とは異なる。よって報告書が意図する競争性の確保を重視するのなら一人区も可である。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

法は、強く人口比例に基づいた定数配分を求めている。

特別の事情による定数配分については、地域間の均衡を図る為の最小限度の範囲にとどめるべきと考える。

#### イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

上記と同様

#### ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

基本的に解消すべきと考える。

人口減下において、定数増をもって逆転現象を解消することは県民の理解が得られない。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

熊野市、南牟婁郡選挙区の定数2を1減じて、定数1とする。

尾鷲市、北牟婁郡選挙区の定数2を1減じて、定数1とする。

伊賀市選挙区の定数3を1減じて、定数2とする。

鳥羽市選挙区を伊勢市選挙区と合区して、定数5を1減じて定数4とする、

或いは鳥羽市選挙区を志摩市選挙区と合区して、定数3を1減じて定数2とする。

上記のように定数及び選挙区を変更し、総定数47とする。

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 自民党

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

会派内では、「1増1減」から「総定数2減」という幅で議論しています。仮に「1増1減」ということになれば、在り方調査会報告書にある通り、議会の費用削減を考慮していく必要があります。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数 51 人以上の場合は任意合区（公職選挙法第 15 条第 3 項）の対象、総定数 50 人以下の場合は強制合区（同条第 2 項）の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

鳥羽市選挙区については、現在の定数議論とは一度切り離して考えるべきという意見です。議論の結果として強制合区となれば、そのときに改めて合区先について、しっかりと地元の首長・議会・住民の意見を聴いた上で議論をすべきです。

任意合区については、任意合区をする場合の地元の首長・議会・住民の意見聴き取りの仕方を定めた上で、議論するべきです。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

一人区については、すべてが悪いというわけではないと考えています。在り方調査会報告書にも「努める」とあるように、条件不利地域など地域事情を汲むべき一人区というものは認めるべきです。

一人区である亀山選挙区については、条件不利地域ではなく、一人区を解消するべきと考えます。現行法において合区が不可能であり、一票の格差の対象選挙区であることから、1増の定数2とするべきです。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

在り方調査会報告書にもある通り、現行法で認められている範囲において、条件不利地域の地域事情を汲みとって頂きたいと考えています。

## イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

在り方調査会報告書にある通り、地域事情を汲みとった上での3倍未満と考えています。

## ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

一人区のところでも前述してあります通り、亀山選挙区を1増して定数2とすることで、この逆転現象も解消することができます。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

増員する選挙区については、亀山選挙区となります。  
減員する選挙区については、具体的な結論までは出ていませんが、一票の格差の対象選挙区である、東紀州地域については議論せざるをえないものと考えます。

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 草 莽

### 1. 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

#### 【総定数について】

調査会の報告において、「一般論としながらも人口の減少に沿って削減を基本とすること。」と答申された。それとともに、これまでの選挙区及び定数の見直しの経緯や附帯事項などを踏まえ、総定数は削減すべきである。

=総定数の削減の考え方(原則)=

- 人口の減少状況を勘案すること。
- 議員定数は人口比例を原則とすること。
- 一票の較差が2倍以上の逆転現象区は解消すること。
- 一票の較差は、投票価値の平等という観点から2倍未満とすること。
- 地域の特性等については、合理性・必要性など特別な事情を勘案すること。

(地域特性等に関する考え方:基本的に地域課題などについては、県議会議員選出選挙区を所管する県の各地域機関別において、事務事業概要説明会が行なわれることから、地域特性等については“地域機関の所管区域”を考慮すべきである。)

- 一人区選挙区は、地域の特性等を考慮すれば、すべて否定するものではないが、可能な限り一人区を解消すること。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区(強制合区)について

鳥羽市選挙区は、総定数 51 人以上の場合は任意合区(公職選挙法第 15 条第 3 項)の対象、総定数 50 人以下の場合は強制合区(同条第 2 項)の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙

区とすること (P48)」等とされています。

対象区である「鳥羽市選挙区」は、「志摩市選挙区」と合区し、任意合区を解消する。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区 (参考資料の「人口割実定数」欄参照) について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること (P48)」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。(P37)」等とされています。

「亀山市選挙区」は、公選法第15条第1項の規定により隣接選挙区とは合区できない。また、当該選挙区の定数を増やすことは、総定数の増へと繋がることから現実的でない。

「鳥羽市選挙区」は、「志摩市選挙区」と合区して「鳥羽市・志摩市選挙区」とする。(2(1)任意合区(強制合区)についてを参照)

なお、調査会の報告にて「一人区は無投票当選を招きやすい…」とあるが、三重県においては、選挙結果をみれば、一人区よりも二人区の方が多く無投票当選となっている。このことから、一人区選挙区をすべて否定されるものではなく、調査会の報告については、可能な限り一人区選挙区を解消すると解すべきと考える。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区 (参考資料の「定数増減」欄参照) について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とす

ること (P48)」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること (P49)」等とされています。

特別な事情は地域の特性によるものでもあり、基本的に地域課題など県の組織として各地域機関別に把握・対応すべきであることから、合理性・必要性の観点から特別な事情を勘案しながら、地域機関の所管区域を考慮した選挙区と定数配分にすべきである。

#### イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差 (参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照) について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること (P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること (P49)」、「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい (P49)」等とされています。

平成26年5月の条例改正 (定数51人→45人) により、平成27年の国勢調査に基づく一票の較差は2.93倍から1.66倍に改善された。

しかし、定数が51人に戻ったことで、一票の較差は3.28倍 (令和2年9月1日) へと大きく悪化することとなった。

憲法において、法の下での平等として県民の一票の価値、投票の価値の平等の追求が強く要請されているとともに、公選法では、県議会議員の定数の決定にあたっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とされていることから、一票の較差について、県民の投票価値の平等という観点から2倍未満でなければならない。

### ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

一票の較差の課題解消の手法（県民の投票価値の平等という観点から2倍未満とすること）により、逆転現象による一票の較差が2倍以上とならないようにする。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

今回、正副議長が各会派の意見や考え方をヒヤリングするとは、このことを基にして「正副議長（案）」が提示されるものと認識している。

であれば、各会派が提出したすべての意見や考え方などをそのまま公表するとともに、正副議長として各会派の意見をどのように受け止め、考察し、「正副議長（案）」に反映させまとめたのか等など、その策定過程の詳細をしっかりと説明、表明されることはもちろんのこと、各会派のすべての意見等には、文書により丁寧に説明されることは正副議長の責務として絶対必要不可欠であることを指摘し、実現されることを強く要請する。

以上、各設問に関しての考え方・具体案等とともに、

●別紙—1 「会派：草莽“選挙区及び定数（案）」

●資料—1 選挙区及び定数に関する考察

●資料—2 選挙区及び定数に関する考察

を、添えて、定数及び選挙区に関する各会派ヒヤリング事項に関する意見とします。

＝選挙区及び定数見直しの考え方＝

1. これまでの選挙区及び定数の見直しの経緯や附帯事項などを踏まえて

平成12年3月21日：選挙区調査特別委員会 委員長報告

- ・都市形成が進んでいる人口の多い市の特殊性等を考慮し削減。

（津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、鈴鹿市選挙区

⇒ 各選挙区1人削減）

この時点で「伊勢市選挙区」は、

「度会郡選挙区」の定数との均衡を考慮し、削減を据え置かれたこのことから、

「伊勢市選挙区」の定数4人（較差1.602）を、3人（較差1.201）とする。

- ・市町村合併が進んだ場合、その状況を十分勘案し削減。（附帯事項）

「伊賀市選挙区・定数3人（較差1.777）」は、都市形成の特殊性等と

「伊勢市選挙区」や「名張市選挙区・定数2人（較差1.300）」との

均衡を考慮して、定数を2人（較差1.185）とする。

2. 任意合区（強制合区）の解消

「鳥羽市選挙区・定数1人（較差2.867）」を

「志摩市選挙区・定数2人（較差2.173）」と合区し、

「鳥羽市・志摩市選挙区・定数2人（較差1.576）」とする。

3. 一票の格差と逆転現象区の解消（一票の較差を2倍未満へ）

「多気郡選挙区・定数2人（較差2.211）」を、定数1人（較差1.105）とする。

「度会郡選挙区・定数2人（較差2.367）」を、定数1人（較差1.183）とする。

「尾鷲市・北牟婁郡選挙区・定数2人（較差3.296）」を、

定数1人（較差1.647）」とする。

「熊野市・南牟婁郡選挙区・定数2人（較差2.925）」を、

定数1人（較差1.462）」とする。

選挙区名	2020年				見直し	備考
	人口	定数	人口/定数	較差		
桑名市・桑名郡	145,566	4	36,391	1.368		
いなべ市・員弁郡	70,110	2	35,055	1.420		
四日市市	311,114	7	44,444	1.120		
三重郡	66,974	2	33,487	1.486		
鈴鹿市	192,456	4	48,114	1.034		
亀山市	49,784	1	49,784	1		
津市	273,590	7	39,084	1.273		
松阪市	159,073	4	39,768	1.251		
多気郡	45,033	1	45,033	1.105	▲1	2.211
度会郡	42,064	1	42,064	1.183	▲1	2.367
伊勢市	124,307	3	41,435	1.201	▲1	1.602
鳥羽市・志摩市	63,173	2	31,586	1.576	合区・▲1	
伊賀市	84,023	2	42,011	1.183	▲1	1.777
名張市	76,584	2	38,292	1.300		
尾鷲市・北牟婁郡	30,217	1	30,217	1.647	▲1	3.296
熊野市・南牟婁郡	34,030	1	34,030	1.462	▲1	2.925

選挙区及び定数に関する考察

(資料-1)

県民力ビジョン ②	都計基本方針 ⑤	地域機関区域 ⑨	都市 ④	市町 ③	人口 <将来人口推計：国立社会保障・人口問題研究所>			2020年			H26年改正 定数45較差	備考				
					2020年	2025年	2030年	定数	人口/定数	較差						
北中部 (1,465,577) 82.89% (1,304,970) (73.80%)	北勢 836,004 47.28%	桑名 215,676 12.20%	桑名市	桑名市	139,565	0.987	137,750	0.969	135,230	4	145,566	36,391	1,368			
				木曾岬町	6,001	0.991	5,580	0.856	5,130							
				いなべ市	45,383	0.985	44,700	0.966	43,840	2	70,110	35,055	1,420			
				真狩郡	24,727	0.966	23,880	0.923	22,820							
				四日市	311,114	0.992	308,620	0.977	303,960	7	311,114	44,444	1,120			
				三重郡	40,201	0.992	39,880	0.980	39,400	2	66,974	33,487	1,486			
				朝日町	11,269	1.049	11,820	1.080	12,170							
				川越町	15,504	1.033	16,020	1.055	16,360							
				鈴鹿市	192,456	0.971	186,870	0.937	180,330	4	192,456	48,114	1,034			
				亀山市	49,784	0.983	48,940	0.960	47,790	1	49,784	49,784	1			
南部 302,521 17.11% (288,274) (13.48%)	中南勢 485,668 27.47%	津 15.47% 松阪 204,106 11.54%	津市	津市	273,590	0.970	265,380	0.938	256,630	7	273,590	39,084	1,273			
				松阪市	159,073	0.964	153,350	0.926	147,140	4	159,073	39,768	1,251			
				多気郡	14,297	0.954	13,640	0.904	12,920	2	45,033	22,516	2,211	1.105		
				明和町	22,006	0.968	21,300	0.932	20,510							
				大台町	8,730	0.907	7,920	0.817	7,130							
				大紀町	7,972	0.880	7,020	0.768	6,120	2	42,064	21,032	2,367	1.183		
				玉城町	15,442	0.993	15,330	0.980	15,130							
				度会町	7,813	0.936	7,310	0.870	6,800							
				南伊勢町	10,837	0.836	9,060	0.691	7,490							
				伊勢市	124,307	0.965	119,960	0.928	115,360	4	124,307	31,076	1,602	3	1.201	
北中部 (160,607) (9.08%)	伊賀 160,607 9.08%	伊賀 160,607 9.08%	伊賀市	伊賀市	17,362	0.885	15,360	0.777	13,490	1	17,362	17,362	2,867	1.576		
				鳥羽市	45,811	0.901	41,280	0.805	36,880	2	45,811	22,905	2,173			
				志摩市	84,023	0.921	77,380	0.844	70,910	3	84,023	28,007	1,777			
				名張市	76,584	0.961	73,600	0.913	69,920	2	76,584	38,292	1,300			
				尾鷲市	15,966	0.877	14,000	0.761	12,150	2	30,217	15,100	3,296	1	1.647	
				紀北町	14,251	0.897	12,780	0.800	11,400							
				熊野市	15,508	0.884	13,710	0.775	12,020	2	34,030	17,015	2,926	1	1.462	
				御浜町	8,072	0.917	7,400	0.839	6,770							
				南牟婁郡	10,450	0.926	9,670	0.853	8,910							
				紀宝町	1,768,098	0.967	1,709,750	0.930	1,644,330	51	—	34,668	3,295	45	—	

隣接区を合区 204,106  
6 : 1.463 34,017  
5 (▲1) : 1.219 40,821

隣接区を合区 166,371  
4 (▲2) : 1.196 41,592  
5 (▲1) : 1.496 33,274  
\*伊勢市選挙区は過去の経緯から減数!

両区を合区 63,173  
2 (▲1) : 1.576 31,586  
(2 (▲1) : 1.185 42,011)

合区せず定数減 2 (▲2)  
(一)一区解消の課題残る)  
両区を合区 64,247  
2 (▲2) : 1.549 32,123  
3 (▲1) : 2.324 21,415

選挙区及び定数に関する考察(選挙区及び定数に関する在り方調査会)

(資料-2)

市町名	2020年				2020年選挙区別(現行51)				2020年選挙区別(44案)				2030年				2030年推計値によるシミュレーション														
	定数		人口		人口/定数		較差		定数		人口		人口/定数		較差		推計人口		定数		人口/定数		較差		定数		人口/定数		較差		
	139,565	6,001	145,566	36,392	36,392	1,368	145,566	36,392	1,368	4	145,566	36,392	1,368	135,238	4	140,375	35,094	1,362	135,238	4	140,375	35,094	1,362	4	140,375	35,094	1,362	4	140,375	35,094	1,362
水嘗岬町	45,383	24,727	70,110	35,055	35,055	1,420	70,110	35,055	1,420	2	70,110	35,055	1,420	43,840	2	66,663	33,332	1,434	43,840	2	66,663	33,332	1,434	2	66,663	33,332	1,434	2	66,663	33,332	1,434
真真町	311,114		311,114	44,445	44,445	1,120	311,114	44,445	1,120	7	311,114	44,445	1,120	303,958	7	303,958	43,423	1,101	303,958	7	303,958	43,423	1,101	7	303,958	43,423	1,101	7	303,958	43,423	1,101
四日市市	40,201		66,974	33,487	33,487	1,487	66,974	33,487	1,487	2	66,974	33,487	1,487	39,397	2	67,925	33,963	1,407	39,397	2	67,925	33,963	1,407	2	67,925	33,963	1,407	2	67,925	33,963	1,407
菟野町	11,269													12,171					12,171												
朝日町	15,504													16,357					16,357												
川越町	192,456		192,456	48,114	48,114	1,035	192,456	48,114	1,035	4	192,456	48,114	1,035	180,331	4	180,331	45,083	1,060	180,331	4	180,331	45,083	1,060	4	180,331	45,083	1,060	4	180,331	45,083	1,060
鈴鹿市	49,784		49,784	49,784	49,784	1	49,784	49,784	1	1	49,784	49,784	1	47,793	1	47,793	47,793	1	47,793	1	47,793	47,793	1	1	47,793	47,793	1	1	47,793	47,793	1
亀山市	273,590		273,590	39,084	39,084	1,274	273,590	39,084	1,274	7	273,590	39,084	1,274	256,627	7	256,627	36,661	1,304	256,627	7	256,627	36,661	1,304	7	256,627	36,661	1,304	7	256,627	36,661	1,304
津市	159,073		159,073	39,768	39,768	1,252	159,073	39,768	1,252	4	159,073	39,768	1,252	147,143	4	147,143	36,786	1,299	147,143	4	147,143	36,786	1,299	4	147,143	36,786	1,299	4	147,143	36,786	1,299
多気町	14,297		45,033	22,517	22,517	2,211	45,033	22,517	2,211	2	45,033	22,517	2,211	20,510	2	40,566	20,283	2,356	20,510	2	40,566	20,283	2,356	1	40,566	20,283	2,356	1	40,566	20,283	2,356
明和町	22,006													7,132					7,132												
大台町	7,972		42,064	21,032	21,032	2,367	42,064	21,032	2,367	2	42,064	21,032	2,367	6,122	2	35,540	17,770	2,690	6,122	2	35,540	17,770	2,690	1	35,540	17,770	2,690	1	35,540	17,770	2,690
大紀町	15,442													15,133					15,133												
玉城町	7,813													6,797					6,797												
度会町	10,837													7,488					7,488												
南伊勢町	124,307		124,307	31,077	31,077	1,602	124,307	31,077	1,602	3	124,307	31,077	1,602	115,357	4	115,357	28,839	1,657	115,357	4	115,357	28,839	1,657	3	115,357	28,839	1,657	3	115,357	28,839	1,657
伊勢市	17,362		17,362	17,362	17,362	2,867	17,362	17,362	2,867	1	17,362	17,362	2,867	13,490	1	13,490	13,490	3,543	13,490	1	13,490	13,490	3,543	2	13,490	13,490	3,543	2	13,490	13,490	3,543
鳥羽市	45,811		45,811	22,906	22,906	2,173	45,811	22,906	2,173	2	45,811	22,906	2,173	36,878	2	36,878	18,439	2,592	36,878	2	36,878	18,439	2,592		36,878	18,439	2,592		36,878	18,439	2,592
志摩市	84,023		84,023	28,008	28,008	1,777	84,023	28,008	1,777	2	84,023	28,008	1,777	70,915	3	70,915	23,638	2,022	70,915	3	70,915	23,638	2,022	3	70,915	23,638	2,022	3	70,915	23,638	2,022
伊賀市	76,584		76,584	38,292	38,292	1,300	76,584	38,292	1,300	2	76,584	38,292	1,300	69,921	2	69,921	34,961	1,367	69,921	2	69,921	34,961	1,367	2	69,921	34,961	1,367	2	69,921	34,961	1,367
名張市	15,966		30,217	15,109	15,109	3,295	30,217	15,109	3,295	2	30,217	15,109	3,295	12,150	2	23,551	11,776	4,059	12,150	2	23,551	11,776	4,059	1	23,551	11,776	4,059	1	23,551	11,776	4,059
尾鷲市	14,251													11,401					11,401												
紀北町	15,508		34,030	17,015	17,015	2,926	34,030	17,015	2,926	2	34,030	17,015	2,926	12,019	2	27,705	13,853	3,450	12,019	2	27,705	13,853	3,450	1	27,705	13,853	3,450	1	27,705	13,853	3,450
熊野市	8,072													6,772					6,772												
御浜町	10,450													8,914					8,914												
紀宝町	1,768,098		1,768,098	34,669	34,669		1,768,098	34,669		51	1,768,098	34,669		1,644,738	51	1,644,738	32,250		1,644,738	51	1,644,738	32,250		45	1,644,738	32,250		45	1,644,738	32,250	
三重県計														1,644,738	51	1,644,738	32,250		1,644,738	51	1,644,738	32,250		45	1,644,738	32,250		45	1,644,738	32,250	

H26定数割 + 伊賀▲1

H26定数割

H26定数割 + 伊賀▲1

(選挙区及び定数に関する在り方調査会の人口推計は)2015年を1としていたが、2020年を1として計算した。



## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 公明党

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

これまでの議論や県民の声を尊重し、削減が必要と考える  
具体的な案として、以下の2案を考えています。

① 前回の45議席を基本としたうえで、1票の較差を鑑み(伊勢市選挙区との整合性)  
更に伊賀市選挙区を1減することにより、定数を44議席とする案

② 松阪市・多気郡を合区して6→5 1.23倍

伊勢市・度会郡を合区して6→5 1.52倍

志摩市・鳥羽市を合区して3→2 1.58倍

尾鷲市・北牟婁郡 2→1 1.64倍

熊野市・南牟婁郡 2→1 1.46倍

伊賀市選挙区 3→2 1.16倍

以上の定数減により51議席→45議席に削減する案

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区（公職選挙法第15条第3項）の対象、総定数50人以下の場合は強制合区（同条第2項）の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

志摩市と合区するべきと考えます。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

一人区であることによる無投票の可能性と、二人区による無投票の可能性を比較した場合、両者にさほどの大きな開きがあるとは思わない。  
地域特性などを鑑みて、合区するより一人区でも単独選挙区を維持したほうが「良」と考えられる場合は、一人区を選択をした方が良い。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

現在「減」にしている選挙区は引き続き継続する。  
「増」している選挙区は、合区や定数減で対応していくべき

## イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

選挙制度における一票の較差の問題はとても重要であると考えます。可能な限り「1」に近づけるべきと考えますが、数字だけに拘り過ぎず一定程度の範囲で、地域特性を尊重することも必要であると思います。  
\*ただし、上限は2倍未満にすべきと考えます

「総定数について」で示した案では、最大1.64倍としています。

## ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

逆転現象については、次期県議会議員選挙において解消すべきと考えます。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

三重県議会の定数および選挙区の在り方については、前回の県議選において大きな争点の一つであったと認識しています。

三重県議会の活動や運営に対する県民の皆さんの関心事の中でこの問題に対する関心が特に高いと思いますので、新たな議員も含め、これまでの議論や検討会からの提言ならびに選挙期間中に聞いてきた県民の声をもとに、改めてしっかりと議論するべきであると考えます。

なお、結論が出る時期にかかわらず、秋に発表予定である国勢調査の数字はきちんと反映するべきだと思います。

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 日本共産党

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

- ・現下では、今以上増えるという方向はない。
- ・「減らすにはどうしたらよいか」ということでなく「1票の格差をどう縮めるか」「一人区・二人区は避ける」ということの中で調整していく。
- ・議会経費削減のためにすることの一番が議員数減ではない。
- ・議員数や議員歳費を減らせばいいという論理をとった場合、どこまでなら許されるのか？際限なく議会の否定につながる。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区（強制合区）について

烏羽市選挙区は、総定数 51 人以上の場合は任意合区（公職選挙法第 15 条第 3 項）の対象、総定数 50 人以下の場合は強制合区（同条第 2 項）の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

- ・「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重」を理解した上で、生活圏を十分考慮したうえで、1人区を回避するために合区にすることもありえる。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

- ・1 人区を回避するための合区については、候補者にとっては対象地域が広くなることでの大変さはあるが、選挙人にとっては選択肢の広がりや多様意見の尊重という意味で大切である。
- ・人口動勢が今後どうなるか未知であるが、今だけでなく今後しばらくは一定の方向性を持つべき。今、合区を取り入れることでしばらくは安定する。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

- ・1 票の格差を2程度まで認める中で、合区も取り入れればある程度包含される。

## イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差・対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

・報告書に同意。

## ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

・解消するべき。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

・極論で言えば、SNSなどの発展もあり選挙の形が変わっていく社会の中、  
全県1区、あるいは国政選挙区割りくらいまで大きな区割りにすることも  
将来的にはあり得るだろうが、過渡的、現下での課題解決には、2名以上の  
選挙区にすることが望ましい。

・桑員地区・三泗地区・鈴亀地区・津地区・南勢志摩地区・松阪地区、東紀  
州地区の区割りで考える。

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 草の根運動いが

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

・2019年の改選以降、約1億円、定数6人分に相当する議会経費の減額措置を行っており、県民からは議会経費増に対する懸念の声もあがっていることから、この措置を継続することを前提にして、都市部以外の地域特性を弾力的に考慮しつつ総定数を決定する必要がある。

・多様な民意を反映する選挙区定数の確保のためには、1人区をできるだけ避けて、定数3以上とすることが望ましい。

・投票価値の逆転現象や、一票の較差の拡大を抜本的に見直し、過疎地域等の地域特性に応じた議員定数の確保のためには、選挙区定数の増員に踏み切らなければならぬこともあり得る。

・定数削減ありきで、常任委員会など合議体として機能を維持できるのかという視点の検討も必要である。

・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し定数を1減の3とする。

・伊勢市選挙区と度会郡選挙区を合区し定数を1減の5とする。

・松阪市選挙区と多気郡選挙区を合区し定数を1減の5とする。

・志摩市選挙区と鳥羽市選挙区を合区し定数を3とする。

・亀山市選挙区の定数を1増の2とする。

・鈴鹿市選挙区の定数を1増の5とする。

総定数51から2増、3減を行い、総定数50とする。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### (1) 任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区（公職選挙法第15条第3項）の対象、総定数50人以下の場合は強制合区（同条第2項）の対象

となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること (P48)」等とされています。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区(参考資料の「人口割実定数」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること (P48)」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。(P37)」等とされています。

## (3) 特別の事情による定数配分について

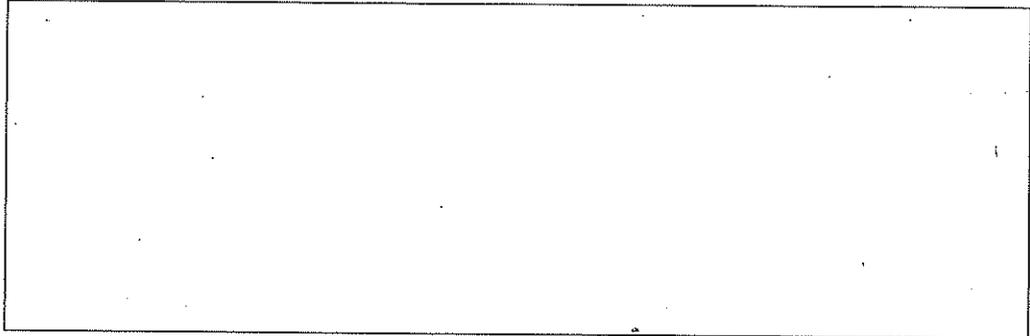
### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区(参考資料の「定数増減」欄参照)について、どうすべきかお聞かせくだ

さい。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること (P48)」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること (P49)」等とされています。

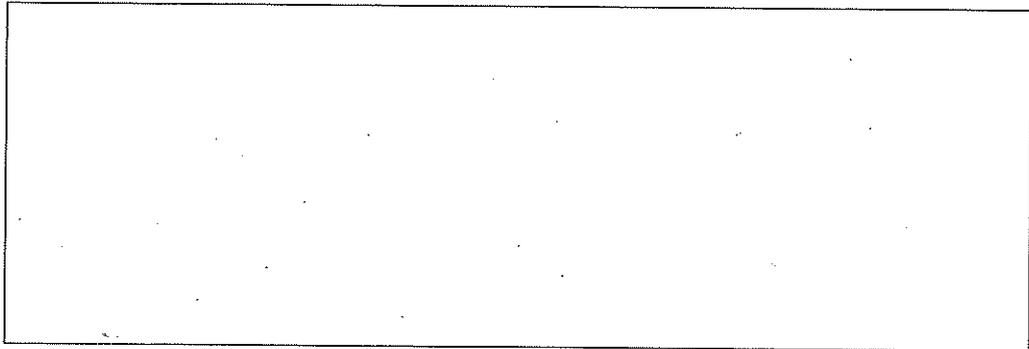


#### イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差 (参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照) について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること (P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること (P49)」、「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい (P49)」等とされています。

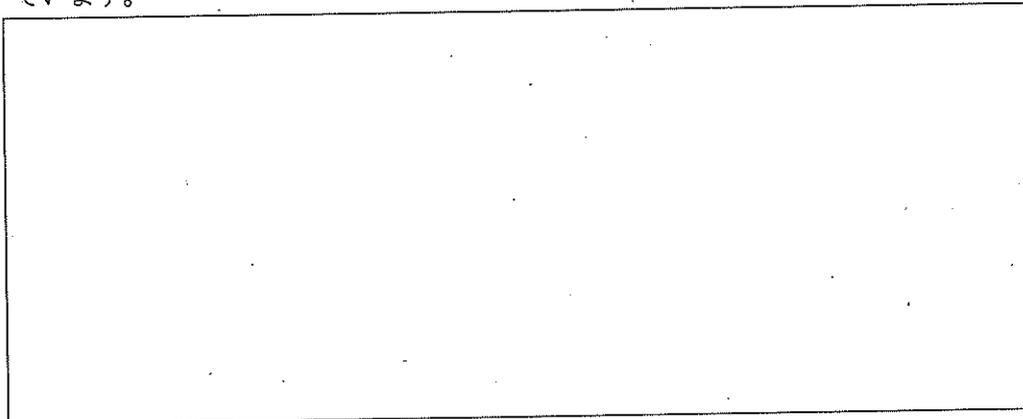


#### ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。



#### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

